

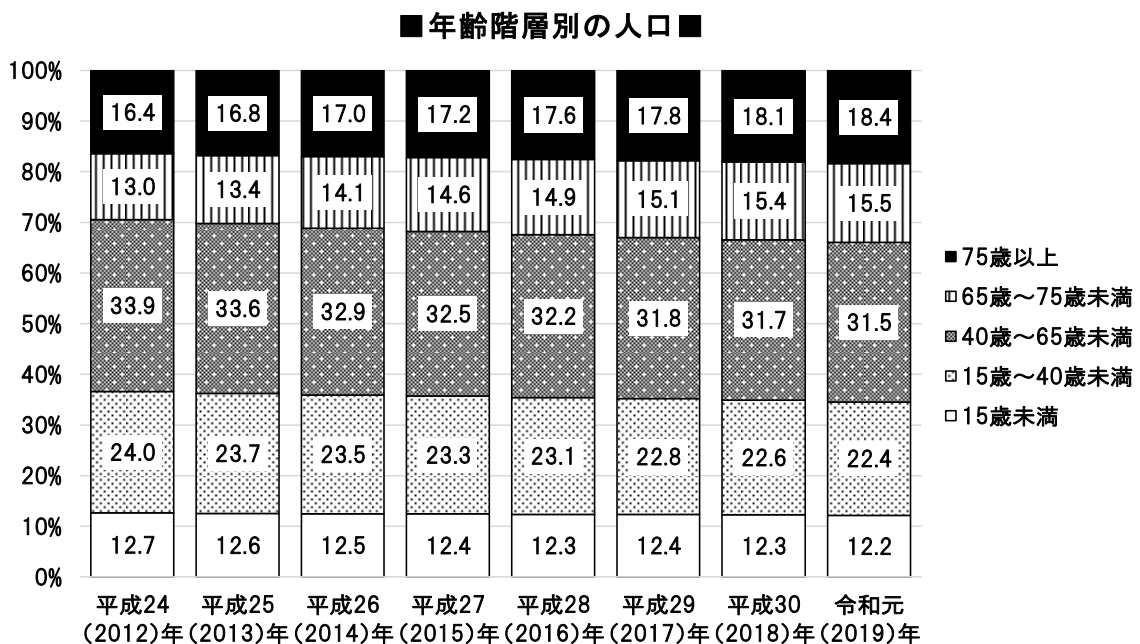
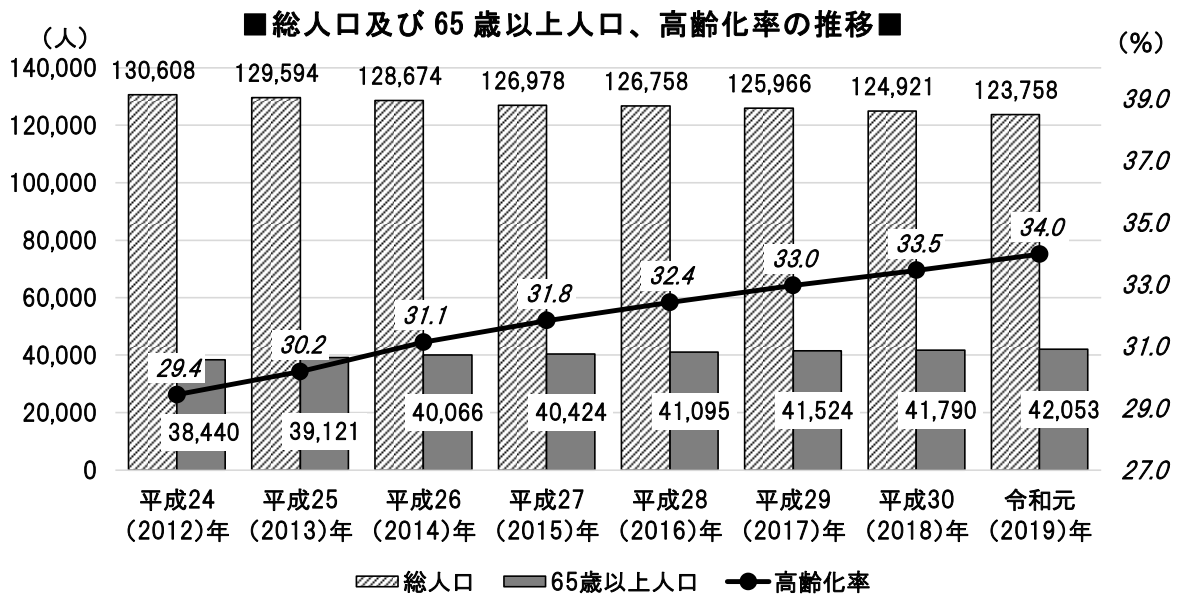
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 数値からみた現状

(1) 高齢者人口と高齢化率

住民基本台帳人口の推移をみると、本市の総人口は緩やかな減少傾向となっており、65歳以上人口は増加しており、高齢化率は右肩上がりとなっています。

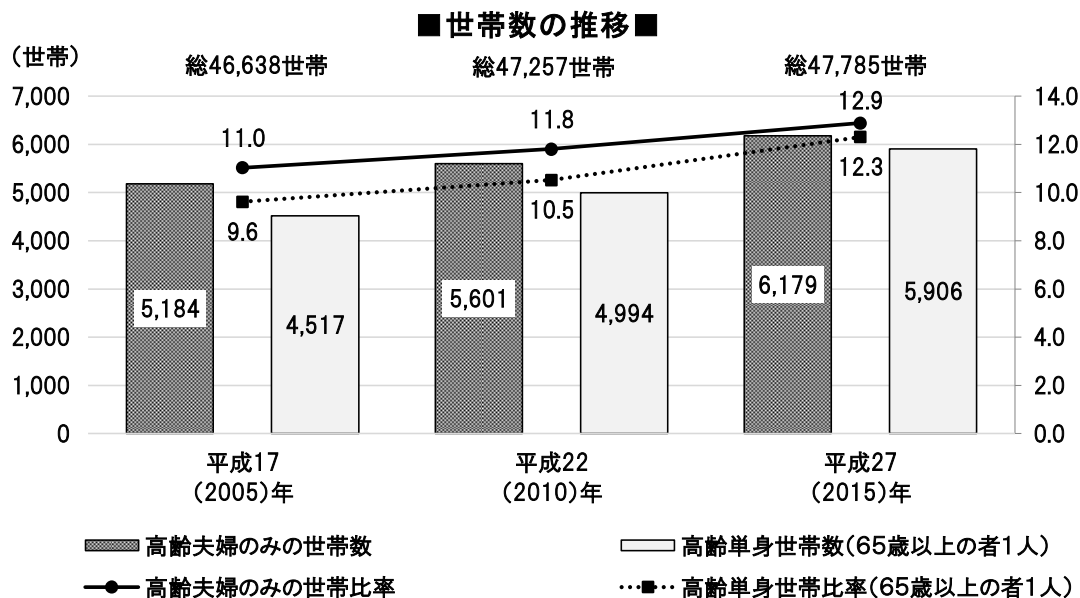
年齢階層別の人口をみると、平成24（2012）年から令和元（2019）年までの間で、65歳以上の人口が増加していることが分かります。



(2) 世帯数及び高齢者のいる世帯

平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年までの 10 年間で、一般世帯数は緩やかに増加しています。

このような中、65 歳以上の高齢単身世帯及び 65 歳以上の高齢夫婦世帯はいずれも増加傾向にあり、特に、ひとり暮らし高齢者の増加が目立っています。



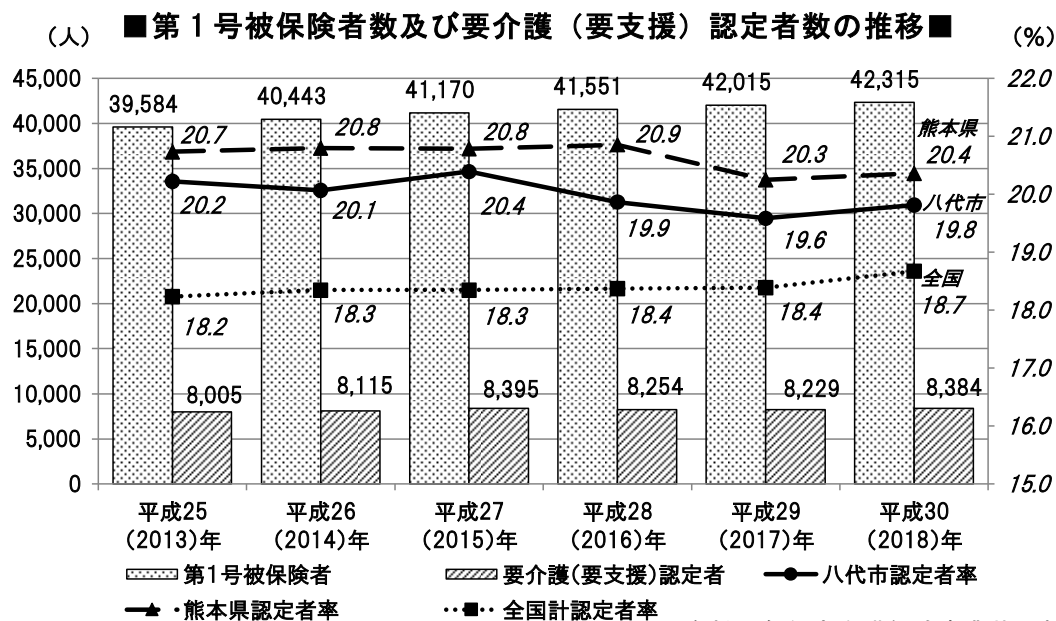
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 第 1 号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移

65 歳以上の第 1 号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあります。認定率は、県と比べ同水準ですが、依然として全国値を上回っています。

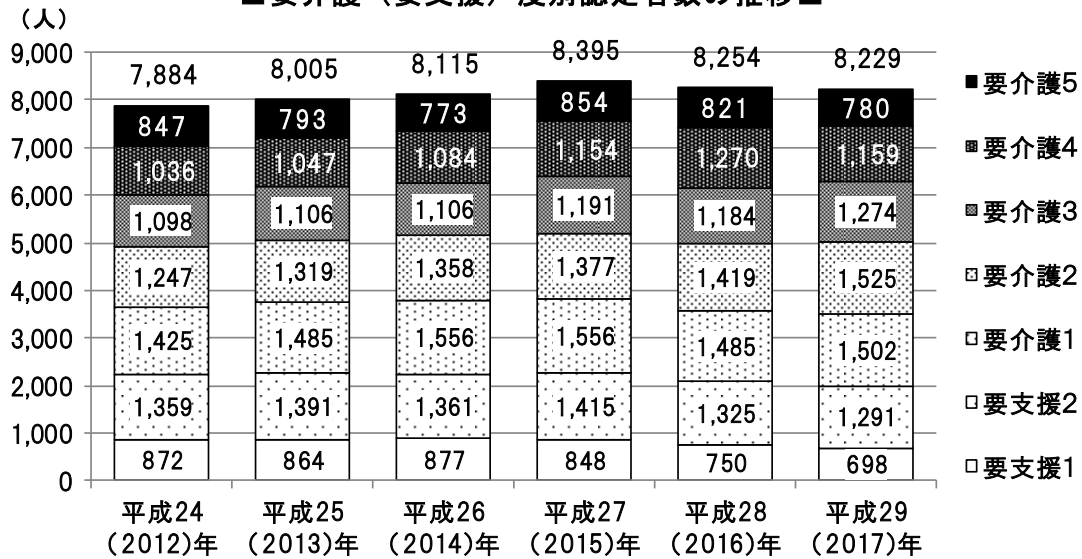
介護度別の認定者数の推移をみると、要支援 1～2 については、平成 24 (2012) 年から平成 29 (2017) 年と比べると減少しています。

また、要介護 1～4 の認定者数については、増加しています。



資料：各年度介護保険事業状況報告年報

■要介護（要支援）度別認定者数の推移■



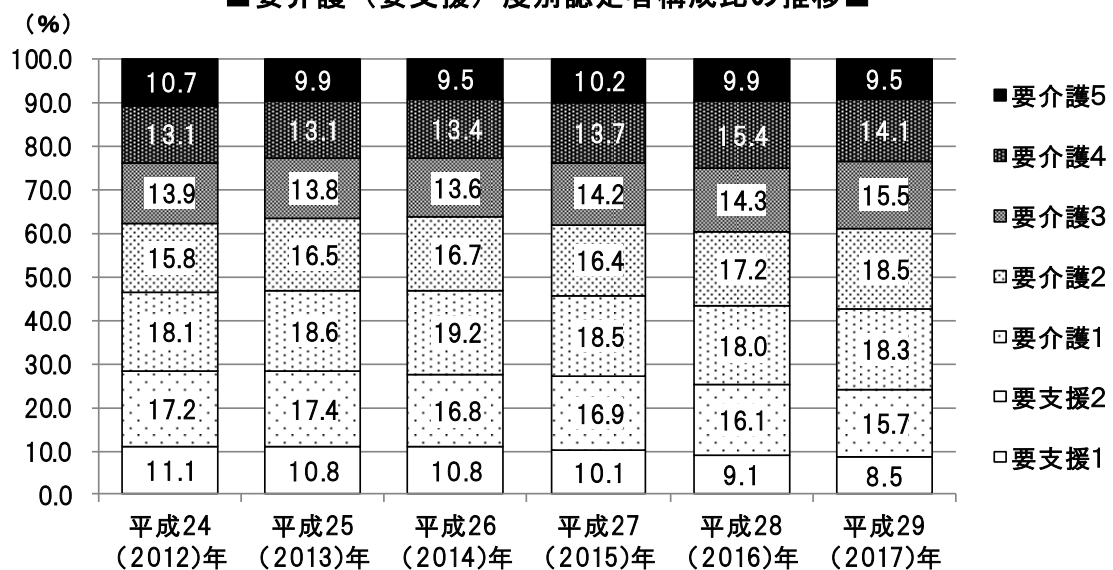
資料：各年度介護保険事業状況報告年報

(参考)

年度	総合事業対象者 登録数 (人)	総合事業について
H28	284	総合事業について 平成 27 年度の制度改正により、予防給付（要支援者対象の介護サービス）のうち、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が「介護予防事業」に移行されることになり、名称も「介護予防・日常生活支援総合事業」と改められ登録制となりました。 本市も平成 28 年度より実施しており、その登録数を（参考）として記載しています。
H29	313	
H30	262	
H31 (R1)	182	

要介護度別の構成比をみると、要介護1～5の割合が高く、平成28（2016）年までは要介護1が最も高くなっていましたが、平成29（2017）年では要介護2が最も高くなっており、要介護度の重度化が進んでいます。

■要介護（要支援）度別認定者構成比の推移■

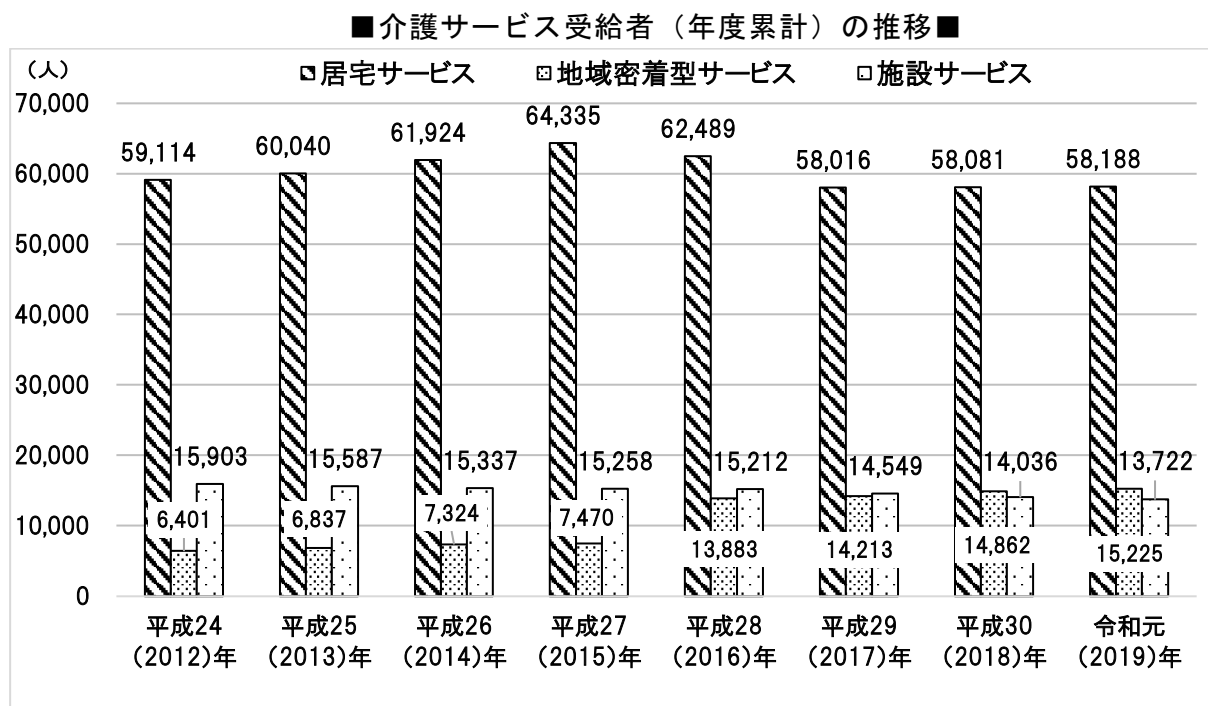


資料：各年度介護保険事業状況報告年報

(4) 介護サービスの利用状況

介護サービス受給者の推移をみると、居宅サービスの受給者数は、総合事業創設後一旦減少しましたが、その後増加傾向にあります。一方で地域密着型サービスの受給者数は、年々増加傾向にあります。

施設サービスの受給者数は、介護療養型医療施設^{※1}の施設数の減少等により毎年減少していましたが、介護医療院^{※2}への移行等により今後増加が見込まれます。



資料：各年度介護保険事業状況報告年報

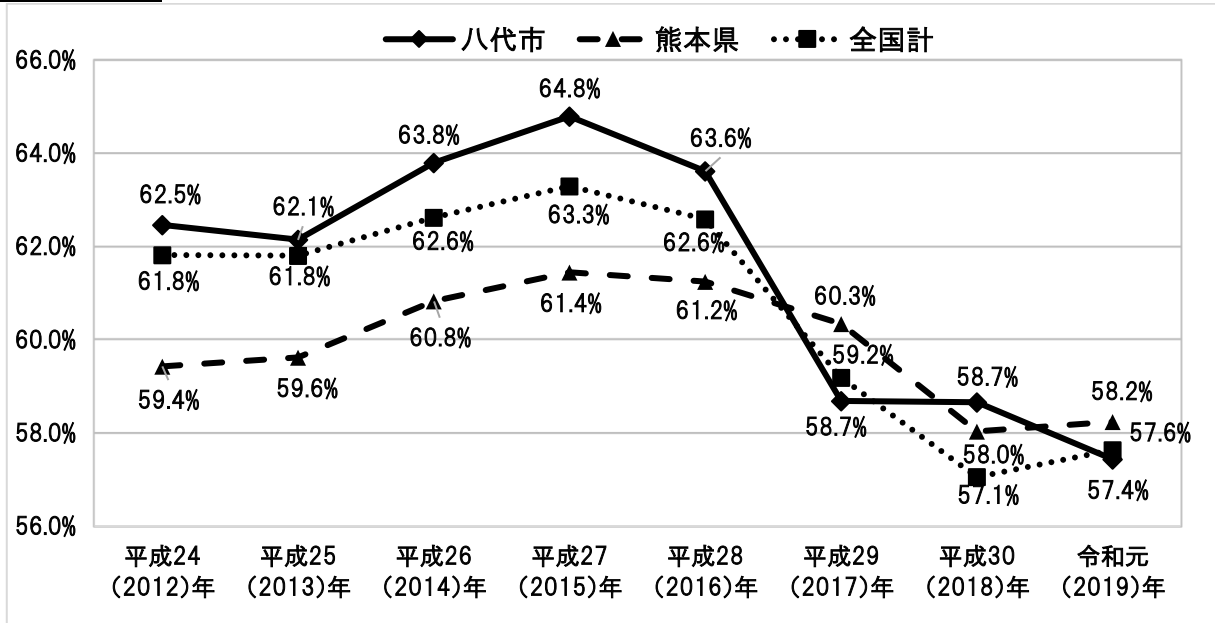
※1：介護療養型医療施設：急性期治療後、病状が安定し長期間療養が必要な方が対象の施設。
(2017年度末で廃止となった施設。※2023年度までが介護医療院への移行期間。)

※2：介護医療院：医療と介護が一体的に受けられ、長期療養が必要な方が対象の施設
(2018年度に新たな介護保険施設として創設。)

サービス別の利用率の推移をみると、本市では平成 30（2018）年に熊本県や全国
 の値を上回る水準だった利用率が、令和元（2019）年に熊本県や全国の値を下回っているものの、地域密着型サービスについては、熊本県や全国の値を上回る水準で推移
 しています。

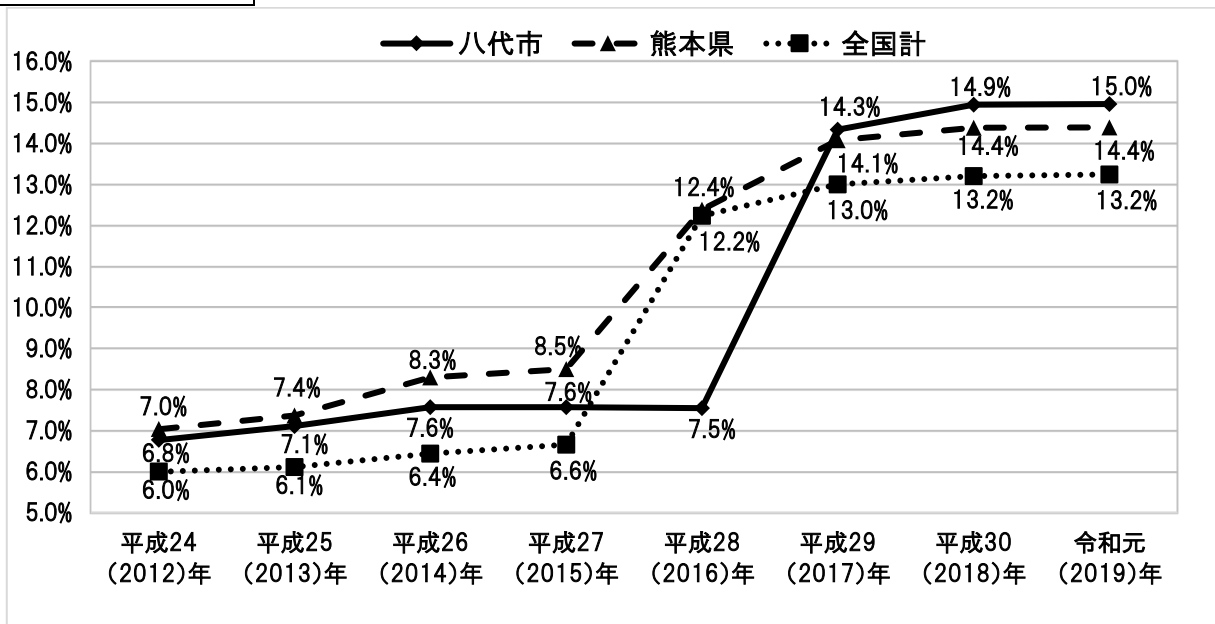
■ サービス別利用率の推移 ■

住宅サービス



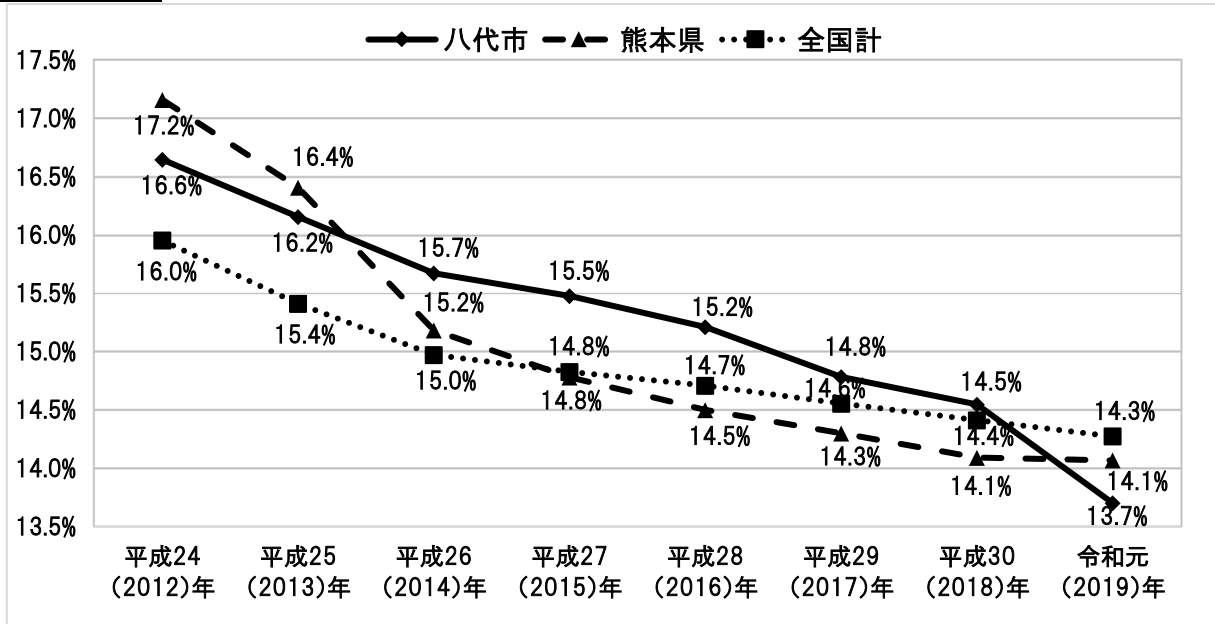
資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

地域密着型サービス



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

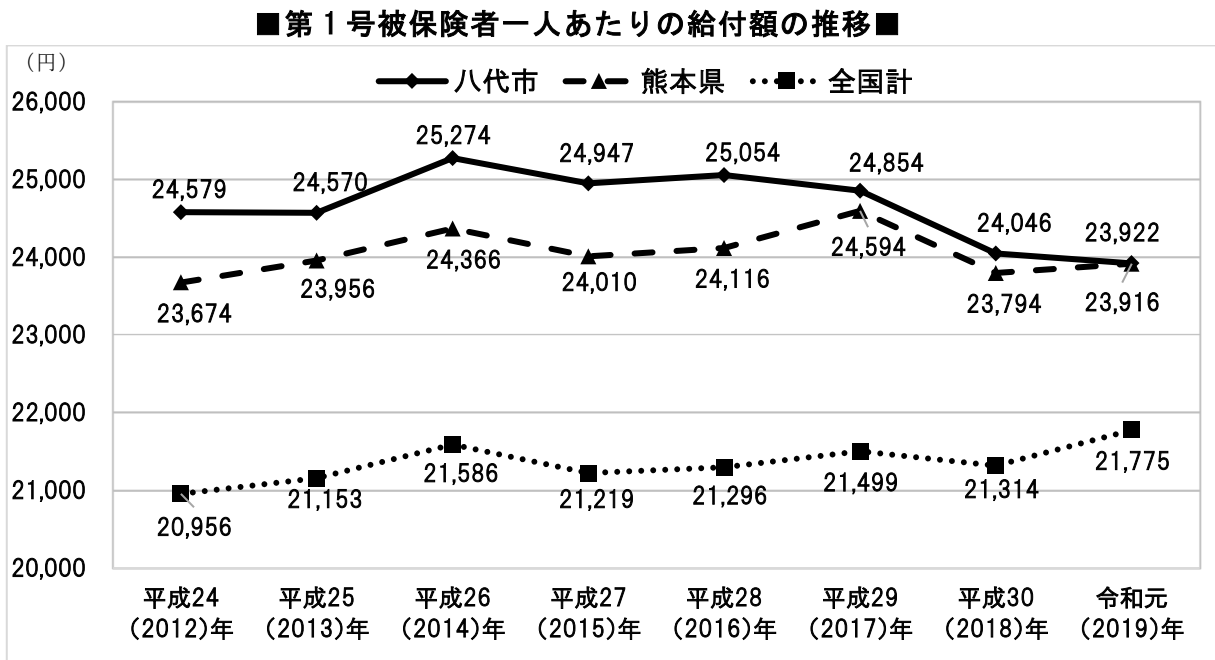
施設サービス



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

(5) 第1号被保険者一人あたりの給付額

第1号被保険者一人あたりに占める累計給付額は、熊本県や全国の値よりも高い水準で推移しています。



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）

2. 第8期に向けた課題

国が示す高齢者福祉施策・介護保険制度の方向性を踏まえて、本市における高齢化や要介護認定者の推移、各種アンケート調査結果により、今後の課題を下記のとおり整理しました。

- 2025年には団塊の世代が75歳以上、2040年には団塊のジュニア世代が65歳となり、高齢者及び要介護者・認知症の人は今後とも増加が見込まれます。
- 本市の要介護認定者数は、依然として国・県を上回り、増加傾向が続いています。特に要介護1～4の認定者数が増加しており、今後は、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれます。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、健康に不安を持っている高齢者は23.6%、運動器の機能低下がみられる高齢者は17.0%、週1回程度の外出程度でほとんど外出をしない閉じこもり傾向にある高齢者は18.2%となっています。閉じこもり傾向の高齢者は減少傾向（前回調査比：△2.8%）にありますが、第8期中（令和3年度以降）においては、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響による運動機会や外出機会の減少により、運動器の機能低下や閉じこもり傾向にある高齢者が更に増加することが懸念されます。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、地域での助け合いで「心配事などを聞いてくれる人」が「兄弟姉妹・親戚・親・孫」は減少し、「友人」が増加する結果となっています。高齢化により近くに住む友人に支援を求める機会が増えたことが背景としてうかがえますが、今後も地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、自分や家族に認知症の症状がある人は10.8%、自身の認知機能が低下していると感じる高齢者は41.2%（前回調査比+0.1%）となっています。さらには、認知症に関する相談窓口を知っている人は31.0%、専門医療機関（専門科）を知っている人は44.6%となっており、自分や家族に認知症の症状がある人が約1割という中で、3～4割の方が相談窓口や専門の医療機関を知っており、認知症に対する意識が高い傾向がみられます。また、在宅介護実施調査では、「介護者が、今後不安に感じること」の第1位は「認知症への対応」（35.5%）となっており、認知症の方やその家族が、認知症になっても安心して暮らせる体制の強化が課題となっています。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、病気になったり介護が必要になった場合、自宅等で在宅医療や在宅介護を「希望する」高齢者は43.1%となっています。また、在宅介護実態調査では、現時点での施設等への入所・入居の検討状況で、「入所・入居は検討していない」が71.9%となっており、いずれの調査でも在宅医療・在宅介護への意向が高い傾向が継続しています。

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、「自宅で人生の最後を迎えたい」高齢者が49.4%いる一方で、最後を迎える場所を考える時に「家族への負担」が気になる高齢者は65.2%となっており、高齢者が安心して暮らしていただける住環境の整備や生活支援、介護する家族への支援が求められています。
一方、介護サービスの利用状況からは、居宅サービスと施設サービスの利用から地域密着型サービス利用へ移行している状況が推測され、令和2年7月豪雨災害の影響を背景に、この傾向はしばらく続くと予想されます。

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、高齢者が外出する際の手段として「自分で運転する自動車」が58.1%と圧倒的に多い状況にあり、85歳以上の女性では3.5%と激減しますが、一方の男性では42.9%となっています。その背景には、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている中で、運転免許証の自主返納も増えているものの、代替となる交通手段が少ないことから高齢になっても運転せざるを得ない状況にあることが推察されます。
自動車を運転することができない高齢者等が、自ら運転しなくても移動や外出ができるような支援をする取組が必要となっています。

- 介護サービスを必要とする高齢者に適切に提供していくためには介護人材の安定的な確保が必要不可欠ですが、近年、熊本県の医療・介護系専門職（保健師、看護師、介護福祉士など）の有効求人倍率が2倍を超えるなど高い状況にあり、介護事業所等における人員不足が深刻化しています。

- 介護サービス事業者が介護保険法に基づく行政処分を受けた要因として、全国的に不正請求が最も多く、(約30%)、次いで、運営基準違反・人員基準違反(各13%)という傾向にあります。^{※1}
本市においても、例年、過誤請求等が少なくはない状況にあり、介護サービス提供事業者が利用者が必要とするサービスを過不足なく適切に提供しているか、現状を把握するための取組等が重要となっています。

- 令和2年の豪雨災害においては、本市では介護施設等の被災に起因する人的な被害はなかったものの、施設が被災し休止等を余儀なくされた施設が複数発生し、介護事業者には甚大な被害をもたらしただけでなく、利用者においても介護サービスの提供が滞るなどの不利益が生じることとなりました。
また、近年、全国各地で大規模な災害が発生しており、さらには令和2年から新型コロナウイルス感染症が全国的に流行しています。
これらの災害の発生状況や感染症の流行を踏まえ、介護事業所においては、非常災害や緊急時に備える取組や感染症対策への取組を早急に進めることが急務となっています。

※1 出典：厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する行政処分等の実態及び処分基準例の案に関する調査研究事業報告書」